

# 令和2年度

## PTA定期総会議案書



大泉町立西小学校PTA

※PTA会員配布

# 総会資料目次

- 第 1 号議案 令和元年度各行事報告
- 第 5 号議案 令和 2 年度行事計画案 について
- PTA会則
- 慶弔規定
- 本部役員選考規程
- P T A スロ ー ガ ン ・ 運 営 組 織

第1号議案

令和元年度行事報告

◇ 本 部

月	日（曜）	行 事	備 考
4	8（月） 11（木） 11（木） 18（木） 19（金）	入学式 町P連新旧合同役員会 本校PTA新旧本部会 総会リハーサル 定期総会・PTA歓送迎会	北小 総会準備 太田 グリーンパス
5	8（水） 10（金） 16（木） 16（木）	本部会・常任委員会 町P連定期総会・歓送迎会 交通安全教室協力 郡P連委員総会・懇親会	文化むら、未定 館林「ジョイハウス」
6	3（火） 6（木） 中旬 22（土）	本部会・常任委員会 町P連第1回常任委員会 東毛地区PTA指導者研修会 学校公開日・引き渡し訓練	東小
7	上旬 2（火） 6（土） 中旬 10（水） 27・28	少年を非行から守る大泉地区推進大会 本部会・常任委員会 町小中PTA連絡協議会指導者研修会 大泉町青少年健全育成運動推進会議① 西小・中地域役員懇談会 大泉まつり街頭補導	文化むら 文化むら 町公民館 西小
8	夏休み期間 下旬	健全育成パトロール（生補部） 青少年健全育成講演会	町内 町公民館
9	3（火） 18（木） 20（金） 21（土）	本部会・常任委員会 町P連第1回常任委員会 運動会前日準備協力 運動会協力	東小
10	1（火） 上旬 19（土） 下旬	本部会・常任委員会 町人権教育指導者養成講座① PTA球技大会（ソフトバレー） 町人権教育指導者養成講座②	町公民館 町公民館
11	2（土） 6（水） 中旬 下旬 25（月）	町P連研修視察 持久走大会協力 町ぐるみ人権教育研究集会 大泉町青少年健全育成運動推進会議② 文化教養部親子活動	文化むら
12	上旬 3（火） 中旬 中旬	大泉町人権啓発講演会 本部会・常任委員会 地域と学校のパートナーシップ推進フォーラム 社会教育講座	
1	9（木） 中旬 17（金） 24（金）	本部会・常任委員会 社会教育関係団体合同新年会 PTA新年会 町P連第3回常任委員会	文化むら マリエール 東小
2	3（月） 中旬	本部会・常任委員会 大泉町青少年健全育成運動推進会議③	町公民館
3	27（木） 6（金） 24（火）	新旧本部会・新旧全体役員会 町P連会計監査、年度末反省会 卒業式・会計監査会	東小

## ◇ 各学年委員会

## 令和元年度行事報告

学年	月. 日	行 事 名	月. 日	行 事 名
一 年	4.12	・新旧学年委員会	10.16	・ポップコーンづくり
	4.20	・授業参観・懇談会・総会	11.6	・持久走大会協力
	5.16	・交通安全教室協力	11.13	・校外学習引率補助
	6.22	・非常時引き渡し訓練	11.28	・親子ふれあい活動・懇談会
	9.21	・運動会参加	2.8	・授業参観・懇談会
			2.27	・新旧全体役員会議
二 年	4.19	・授業参観・懇談会・総会	9.21	・運動会参加
	5.16	・交通安全教室協力	11.21	・親子ふれあい活動・懇談会
	6.22	・授業参観・懇談会	1.24	・授業参観・懇談会
		・非常時引き渡し訓練	2.27	・新旧全体役員会議
三 年	4.20	・授業参観・懇談会・総会	11.6	・持久走大会協力
	5.16	・交通安全教室協力	12.7	・親子ふれあい活動・懇談会
	6.22	・非常時引き渡し訓練	1.25	・授業参観・懇談会
	9.21	・運動会参加	2.27	・新旧全体役員会議
四 年	4.19	・授業参観・懇談会・総会	11.6	・持久走大会協力
	5.16	・交通安全教室協力	11.19	・親子ふれあい活動・懇談会
	6.22	・授業参観・懇談会	2.7	・授業参観・懇談会
		・非常時引き渡し訓練	2.27	・新旧全体役員会議
	9.21	・運動会参加		
五 年	4.20	・授業参観・懇談会・総会	10.31	・持久走大会協力
	7.2	・非常時引き渡し訓練	1.18	・授業参観・懇談会
	10.10	・授業参観・林間学校説明会	2.27	・新旧全体役員会議
	9.21	・運動会参加		
六 年	4.19	・授業参観・懇談会・総会	11.6	・持久走大会協力
	7.2	・非常時引き渡し訓練	1.15	・学年懇談会(卒業に関する説明)
	9.26	・修学旅行説明会	2.27	・新旧全体役員会議
	9.21	・運動会参加	3.24	・卒業式

## ◇ 各専門部会

## 令和元年度行事報告

部	月. 日	行 事 名	月. 日	行 事 名
文教部	5.10	部会・年間行事について ・役割分担	2. 4	学校保健委員会 (13:30～14:30 西小 図書室)
	6.27	給食試食会	2.27	新旧全体役員会議
	7.30	親子食育教室		
	11.25	家庭教育学級（ヨガ教室） (15:30～17:00 西小 体育館)		
体厚部	6.6	部会・年間活動計画 ・プール当番について	9. 6	部会・運動会の反省 ・PTA球技大会について ・持久走大会について
	7.18	救命講習会	10.19	P T A 球技大会
	夏休み	部会・プール当番の反省 ・運動会について ・PTA球技大会について	11.6	持久走大会協力
	9.20	運動会準備協力		
	9.21	運動会協力		
生補部	4.19	部会・年間活動計画 ・交通安全教室について	8月 月間	月間健全育成パトロール期間 (夜間2日間実施)
	5.16	交通安全教室協力	12.12	部会・交通当番表作成(1→3月) ・冬季休業中の健全育成パトロールについて
	7. 4	部会・大泉祭り街頭補導計画 ・町健全育成パトロール計画 ・交通当番表作成(8→12月)	12.24	健全育成パトロール
	7.27	)大泉まつり補導 (27は台風のため中止)	2.20	部会・新年度当番表作成(4→7月)
	28		2.27	新旧全体役員会議
広報部	4.19	部会・年間活動計画	11.6	持久走大会(取材・写真撮影)
	6.21	部会(企画・編集会議)	11.11	部会(企画・編集会議)
	7.16	「太陽」第1号発行	12.19	「太陽」第2号発行
	9. 2	部会(企画・編集会議)	2.10	部会(企画・編集会議)
	9.21	運動会(取材・写真撮影)	2.27	新旧全体役員会議
	10.19	P T A 球技大会(写真撮影)	3.17	「太陽」第3号発行

第5号議案  
部

令和2年度行事計画（案）

◇ 本

月	日（曜）	行 事	備 考
4	7（火） 9（木） 9（木） 16（木） 17（金）	入学式 町P連新旧合同役員会 本校PTA新旧本部会 総会リハーサル 定期総会・PTA歓送迎会	東小 総会準備 太田 グリーンパレス
5	7（木） 8（金） 21（木） 21（木）	本部会・常任委員会 町P連定期総会・歓送迎会 交通安全教室協力 郡P連委員総会・懇親会	文化むら、未定 明和「日本キャンパックホール」
6	1（月） 4（木） 中旬 20（土）	本部会・常任委員会 町P連第1回常任委員会 東毛地区PTA指導者研修会 学校公開日・引き渡し訓練	東小
7	上旬 2（木） 4（土） 中旬 15（水） 18・19	少年を非行から守る大泉地区推進大会 本部会・常任委員会 町小中PTA連絡協議会指導者研修会 大泉町青少年健全育成運動推進会議① 西小・中地域役員懇談会 大泉まつり街頭補導	文化むら 文化むら 町公民館 西中
8	夏休み期間 下旬	健全育成パトロール（生補部） 青少年健全育成講演会	町内 町公民館
9	2（水） 18（金） 19（土）	本部会・常任委員会 運動会前日準備協力 運動会協力	
10	1（木） 上旬 17（土） 下旬	本部会・常任委員会 町人権教育指導者養成講座① PTA球技大会（ソフトバレー） 町人権教育指導者養成講座②	町公民館 町公民館
11	4（水） 中旬 下旬 下旬	持久走大会協力 町ぐるみ人権教育研究集会 大泉町青少年健全育成運動推進会議② 文化教養部親子活動	文化むら
12	上旬 2（火） 中旬 中旬	大泉町人権啓発講演会 本部会・常任委員会 地域と学校のパートナーシップ推進フォーラム 社会教育講座	
1	8（金） 中旬 15（金） 22（金）	本部会・常任委員会 社会教育関係団体合同新年会 PTA新年会 町P連第3回常任委員会	文化むら 南小
2	1（月） 中旬 26（金）	本部会・常任委員会 大泉町青少年健全育成運動推進会議③ 新旧本部会・新旧全体役員会	町公民館
3	5（金） 24（水）	町P連会計監査、年度末反省会 卒業式・会計監査会	未定

◇ 各学年委員会 令和2年度行事計画（案）

学年	月. 日	行 事 名	月. 日	行 事 名
一 年	4. 9	新旧学年委員会	10中旬	見学学習引率補助
	4. 17	授業参観・総会	11. 4	持久走大会協力
	5. 21	交通安全教室協力	11中旬	親子ふれあい活動・懇談会
	9. 19	運動会参加協力	1. 29	授業参観・懇談会
	10中旬	ポップコーンづくり	2. 26	新旧全体役員会
二 年	4. 17	・授業参観・総会	12月上旬	親子ふれあい活動・懇談会
	5. 21	・交通安全教室協力	1. 29	授業参観・懇談会
	9. 19	・運動会参加協力	2. 26	新旧全体役員会
	11. 4	・持久走大会協力		
三 年	4. 17	授業参観・総会	11. 4	持久走大会協力
	5. 21	交通安全教室協力	12月上旬	親子ふれあい活動・懇談会
	9. 19	運動会参加協力	2. 5	授業参観・懇談会
			2. 26	新旧全体役員会
四 年	4. 17	授業参観・総会	11. 4	持久走大会協力
	5. 21	交通安全教室協力	12月上旬	親子ふれあい活動・懇談会
	9. 19	運動会参加協力	2. 5	授業参観・懇談会
			2. 26	新旧全体役員会
五 年	4. 17	授業参観・総会	11. 4	持久走大会協力
	5.	林間学校説明会	1. 15	授業参観、学年懇談会
	9. 19	運動会参加協力	2. 26	新旧全体役員会
六 年	4. 17	授業参観・総会	1. 15	親子ふれあい活動
	9. 19	運動会参加協力		学年懇談会
	10月上旬	学年懇談会 (修学旅行説明会)	2. 26	新旧全体役員会
	11. 4	持久走大会協力	3. 24	卒業式

## ◇ 各専門部会

## 令和2年度行事計画（案）

部	月. 日	行 事 名	月. 日	行 事 名
文化 教 養 部	5月8日	部会・年間活動計画 ・給食試食会について ・児童用文庫について ・家庭教育学級について ・連絡網の確認 ・親子食育教室について	6. 3 7下旬 11下旬 2月上旬 2.26	給食試食会 親子食育教室 親子ふれあい活動 （家庭教育学級） 学校保健委員会 新旧全体役員会
体 育 厚 生 部	5中旬 7月上旬 7月中旬 7月下旬 9月上旬	部会・年間活動計画 ・連絡網確認 部会・プール当番について ・運動会について 救命講習会 プール当番協力 部会・プールの反省会 ・PTA球技大会について ・持久走大会について	9. 18 9. 19 10.17 11. 4 11中旬 2.26	運動会前日準備 運動会当日協力 PTA球技大会 持久走大会協力 部会 運動会の反省について 球技大会の反省 持久走大会の反省 新旧全体役員会
生 活 補 導 部	4 下旬 5.21 5.30 6 中旬 7.25,26	部会・年間活動計画 ・交通安全車教室について 交通安全教室協力 部会・交通安全教室反省 花火大会補導 ・健全育成パトロールについて ・大泉祭り補導について ・8～12月交通当番表作成 大泉まつり補導	8月 11下旬 12下旬 2下旬 2.26	健全育成パトロール(夜間4日間) 部会・1～3月交通当番表作成 ・冬季パトロールについて 冬季休業中のパトロール 部会・新年度当番表作成 （4～7月） 新旧全体役員会
広 報 部	4下旬 6下旬 7月上旬 7月中旬 9月上旬 10.17 11月上旬	部会（企画会議） 部会（編集会議） 部会（発行確認・仕分け） 「太陽」第1号発行 部会（企画会議） PTA球技大会取材・写真撮影 部会（編集会議）	11.4 12月上旬 12中旬 2月上旬 2.26 3中旬	持久走大会取材・写真撮影 部会（企画会議） 「太陽」第2号発行 部会（編集会議） 新旧全体役員会 「太陽」第3号発行

# 大泉町立西小学校 P T A 会 則

- (名 称)
- 第 1 条 本会は、大泉町立西小学校 P T A という。
- (事 務 所)
- 第 2 条 本会は、大泉町大字古氷 1 0 6 番地の 1 大泉町立西小学校に事務局を置く。
- (目 的)
- 第 3 条 本会は、保護者・教職員・地域の方々との連携を密にし、児童の成長・発達を援助するとともに、会員相互の学習と親睦を図ることを目的とする。
- (事 業)
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 児童の健全育成・地域ぐるみの安全安心に関すること。
  - (2) 会員相互の学習及び研修に関すること。
  - (3) 学校及び関係機関・団体との協力連携に関すること。
  - (4) その他、本会の目的達成に必要と認められた事業。
- (会 員)
- 第 5 条 本会の会員は、大泉町立西小学校に在籍する児童の父母または保護者（P 会員）及び同校の教職員（T 会員）とする。
2. 特に校区内に在住し本会の目的に賛同する者は、会長に申し出て本部役員会の承認を得て入会することができる。
- 第 6 条 本会は、次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 4 名（P 3, T 1 <教頭>）
  - (3) 総務 3 名（P 2, T 1）
  - (4) 書記 3 名（P 2, T 1）
  - (5) 会計 4 名（P 2, T 2）
- (役 員 選 出)
- 第 7 条 本会の会長・副会長は、総会において選出する。（会長選出地区ローテーション確立）
2. 本会の総務・書記・会計は会長が委託する。
  3. 会則第 5 条の 2 の会員は、役員になることはできない。
- (任 期)
- 第 8 条 本会の役員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。尚、役員に欠員が生じ、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は、任期終了後も後任者の就任まで引き続き職務を行うものとする。
- (職 務)
- 第 9 条 会長は本会を代表して会務を総理する。
- 第 10 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 第 11 条 総務は本会事業の企画立案・連絡調整を行う。
- 第 12 条 書記は議事録をまとめ、諸会合・諸行事の事務を処理する。
- 第 13 条 会計は本会の会計事務を処理する。
- (監 査 ・ 家 庭 教 育 委 員)
- 第 14 条 本会は監査 2 名（P 2）を置くこととする。また、必要に応じて家庭教育委員を置くことができる。
2. 監査は総会において会長が委嘱し、本会の事業及び会計を監査する。
  3. 監査は会議に出席することができる。但し、意見を述べることはできない。
  4. 家庭教育委員は総会において会長が委嘱する。
- (顧 問)
- 第 15 条 本会は顧問若干名を置くこととする。
2. 顧問は会長の推薦により学識経験者及び前会長並びに学校長とする。
  3. 顧問は会長の諮問に応ずるとともに相談役となる。
  4. 校長は会議に出席し、運営上の諸問題について指導・助言を行うことができる。
- (会 議)
- 第 16 条 本会の会議は、総会・本部役員会・常任委員会・全体役員会・地区委員会・学年委員会・専門部会とし、地区・学年委員会、専門部会は、会長の承認を得て代表者が召集することができる。
2. 会議の議長は原則として招集者があたる。但し、総会の議長は顧問とすることができる。
- 第 17 条 総会は、年 1 回年度始めに会長が招集し、会計・会務及びその他の重要事項等を審議する。但し、会長が必要と認められた場合は臨時に、これを開くことができる。
2. 総会は、委任状を含めて会員の過半数の出席により成立し、議決は出席者（含む委任状）の過半数の同意を必要とする。但し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

- 第18条 本部役員会は、会長・副会長・総務・書記・会計をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、会務の調整を図る。
- 第19条 常任委員会は本部役員・地区委員長・学年委員長・専門部長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
2. 常任委員会は総会に次ぐ議決機関であり、各種事業について審議し、その徹底を図る。
- 第20条 全体役員会は、本部役員・地区委員・学年委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
2. 全体役員会は本部役員会と連携し、本会の活動を盛んにすることに努める。
- 第21条 各地区委員会は、地区選出の地区委員と地区担当教員をもって構成する。但し、地区委員は本部役員を兼ねることはできない。

(地区役員数及び専門部員数改定)

地区委員数		文教部	体厚部	生補部	広報部
13区	1	2	3	3	2
14区	1	2	2	3	3
15区	1	2	4	3	3
16区	1	2	4	2	2
17区	1	2	4	2	2
合計	52	10	17	13	12

2. 各地区委員会は、各地区委員の互選により、委員長1名・副委員長2名を置く。
3. 各地区委員会は、本部役員会と連携し本会の活動を盛んにするため、校区内の連絡調整や防犯パトロール等、地域活動の推進に努める。
- 第22条 各学年委員会は、学年毎にその学年の委員と学級担任をもって構成する。
2. 各学年委員会は、学年委員の互選により、委員長1名(P)・副委員長2名(P1・T1)を置く。
1. 各学年委員会は、本部役員会と連携し学年学級PTA活動の企画・運営にあたる]
- 第23条 各専門部会は、地区委員及び担当教員をもって構成する。但し、本部役員が相談役として入ることができる。
2. 各専門部会は、各部員の互選により、部長1名(P)・副部长2名(P1・T1)を置く。
3. 専門部会は次のものとし、それぞれ企画・運営にあたる。
- 1 文化教養部(文化的行事及び保健・学校給食等に関する事)
  - 2 体育厚生部(運動会及び体育的行事並びに体育厚生等に関する事)
  - 3 生活補導部(校外補導及び交通補導等に関する事)
  - 4 広報部(新聞発行及び広報活動等に関する事)
4. 専門部会は、常任委員会の決定を受けて、その実施にあたる。尚、生活補導部で行う防犯パトロールについては本会の全会員で取り組むものとする。

(経費)

- 第24条 本会の経費は、会費及び寄付金並びにその他の収入をもって支弁する。但し、会費は月額150円とし、2期に分けて納入する。
- 第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

補 則

- 第1項 本会の会則は、総会の承認を経なければ変更することができない。
- 第2項 本会の会務執行上の細則は、別にこれを定める。

附 則

- |                |                     |                |         |
|----------------|---------------------|----------------|---------|
| 1. 昭和47年4月19日  | 会則の制定発足             | 2. 昭和48年4月1日   | 会則の1部改定 |
| 3. 昭和53年4月1日   | 会則の1部改定             | 4. 昭和55年4月1日   | 会則の1部改定 |
| 5. 昭和60年4月1日   | 会則の1部改定             | 6. 昭和61年4月1日   | 会則の1部改定 |
| 7. 昭和62年4月1日   | 会則の1部改定             | 8. 平成7年4月26日   | 会則の1部改定 |
| 9. 平成14年4月26日  | 会則の1部改定             | 10. 平成18年4月28日 | 会則の1部修正 |
| 11. 平成19年4月26日 | 会則の1部改定             | 12. 平成24年4月20日 | 会則の1部改定 |
| 13. 平成29年4月18日 | 会則の1部改定(会長選考)       |                |         |
| 14. 平成30年4月19日 | 会則の1部改定(地区委員⇔専門部員数) |                |         |

# 大泉町立西小学校 P T A 慶弔規定

## 1 病気の場合

- (1) 本部役員及び教職員が、30日以上病気・負傷等で入院加療中の場合  
5,000円
- (2) 児童が、30日以上、病気・負傷加療中のため欠席している場合  
5,000円

## 2 弔事の場合（詳細については、その都度相談）

- (1) 会員死亡の場合 花輪一基と5,000円
- (2) 児童死亡の場合 花輪一基と5,000円
- (3) 本部役員及び教職員の配偶者死亡の場合 花輪一基と5,000円
- (4) 本部役員及び教職員の同居の父母死亡の場合 花輪一基と5,000円

## 3 慶事の場合

- (1) 教職員が結婚した場合 祝 金 5,000円

## 4 災害の場合（火災・風水害・地震等）

被災の程度に応じ、本部役員会で決定し、見舞金をおくる。

## 5 転任・退職の場合

- (1) 教職員の場合  
勤務年数に関わらず、一律2,000円を記念品代としておくる。
- (2) 本部役員の場合  
一律2,000円程度の記念品と感謝状をおくる。
- (3) 常任委員の場合  
毎年1年単位で記念品をおくる。
- (4) 歓送迎会を開催する

## 6 その他

その他必要な事項は、その都度、本部役員会で協議・決定・処置し、次の常任委員会に報告する。

## 7 この規程は、平成17年4月23日より実施する。

# 大泉町立西小学校PTA本部役員選考委員会規程

- 1 この会は、大泉町立西小学校PTA会則第4条の趣旨に基づき、PTA本部役員を民主的かつ公正に選考することを目的とする。
- 2 この会は、大泉町立西小学校PTA本部役員選考委員会と称する。
- 3 この会は、事務局を大泉町古氷106-1 大泉町立西小学校内におく。
- 4 この会は、新旧地区委員長及び本部役員1名をもって構成し、互選によって次の役員を選ぶ。
  - ・選考委員長（1名）…順番制（平成30年度は、13区）
  - ・選考副委員長（2名）…前年度及び次年度選考委員長（17区・14区）
  - ・選考委員（8名）…その他の新旧地区委員長および本部役員1名
 本部役員1名は、原則として退任予定の副会長があたり、委員長、副委員長と共に採決の際には参加しない。
- 5 この会の職能は、次のとおりとする。
  - イ PTA会長候補の選考（1名）
  - ロ PTA副会長候補の選考（4名の内3名）…… P3、T1
- 6 イ・ロの選考にあたっては、選考委員会で十分話し合い、候補者決定する。会長候補者については、立候補者及び会長等からの推挙に応じた者（以下、立候補者等と表す）を優先とする。
- 6-2 立候補者等がない場合は、以下のローテーションで該当地区より候補者を出す。
 

代	第20代	第21代	第22代	第23代	第24代	第25代
地区	13区	14区	15区	16区	17区	13区
会長	顧問	現会長	次期会長候補	例		
- 6-3 立候補者等から会長が選出された場合は、歴代会長の地区ローテーションが入れ替わる
 

例：第22代会長が17区から選出された場合は、15区と入れ替わり24代は15区より選出する。
- 7 決定した候補者は、次の会議に報告し、承認を得る。
  - ・新旧合同役員会
  - ・定期総会
- 8 この会は、会長・副会長が定期総会において承認を得るまで存続し、以後解散する。
- 9 会長・副会長候補の選考にあたっては、各地区より選出された本部役員の中から選ぶ。
- 10 本部役員は、各地区の委員長が中心となって、現本部役員や地区委員とよく相談し、各地区とも原則として男女各1名、計2名を選出する。
- 11 会長・副会長以外の本部役員の役職については、PTA会則第9条により、会長が委嘱する。

附則 この規定の改定6-2及び6-3は平成29年4月21日より施行する。

## 申し合わせ事項

- 1 新地区委員長及び地区委員（原則として各学年2名）は、現地区委員長が中心となって選出する。
- 2 専門部は、地区委員長が中心となって互選する。

- 3 学年委員は、各学年委員長が中心となって学校の職員と相談しながらできるだけ早く次年度の学年委員を選出する。
- 4 会計監査については、原則として退任予定の本部役員の中から会長が委嘱する。

# 西小 P T A 活動

活動スローガン

「子どもたちと共に学び、育とう」  
 ～ 歩育の実践を通して ～

## P T A 運営組織

